

会 議 記 録

会議名称	杉並区災害時要配慮者対策連絡協議会 第二部会(平成 29 年度第 1 回)
日 時	平成 29 年 8 月 24 日 (木) 午前 10 時 00 分～午前 11 時 25 分
場 所	中棟 4 階 第 1 委員会室
委員出席者	井口順司、戸嶋哉寿男、根本尚之、小峰陽子、清水豪、藤田洋二、秋澤博之、濱野寛 (以上敬称略)
幹事出席者	松沢智、出保裕次、清水泰弘、寺井茂樹
委員欠席者	小林善和、高橋博、中本直樹、立入聖堂 (以上敬称略)
会議次第	1 座長あいさつ 2 委員自己紹介 3 議題 (1)今年度の課題・進め方について (2)福祉救援所運営標準マニュアルの作成について (3)人的な支援体制の確保について 4 その他
資 料	○災害時要配慮者対策連絡協議会 第一部会・第二部会員名簿 資料 1 平成 29 年度災害時要配慮者対策連絡協議会検討の課題 資料 2 平成 29 年度杉並区災害時要配慮者対策連絡協議会検討日程 資料 3 福祉救援所運営標準マニュアル(高齢者入所施設編)概要 資料 3(別紙) 杉並区福祉救援所連絡会(平成 29 年度第 1 回)開催概要 資料 3-1 福祉救援所初動標準マニュアル(案)(高齢者入所施設編) 資料 3-2 福祉救援所開設・運営標準マニュアル(案)(高齢者入所施設編) 資料 4 災害時要配慮者の避難支援の流れ及び支援機関との連携体制等 (案) 資料 4-1 杉並区災害ボランティアセンター開設までの流れ 資料 4-2 東京都災害福祉広域支援ネットワークの構築に向けて 参考資料 他自治体の取組み事例 参考 1 世田谷区取り組み事例 (東社協作成事例集抜粋) 参考 2 松戸市福祉避難所開設・運営マニュアル (抜粋) ○災害時要配慮者の支援のための行動指針(平常時の備え・安否確認・搬送編) ○区民のみなさまへ 大地震(災害)の時 助けてください! <障害者からのお願い 2013> (杉並区障害者団体連合会) (高橋委員配付資料) ○区民のみなさまへ 共に生きる社会～支えあう杉並区をめざして～ (杉並区障害者団体連合会) (高橋委員配付資料)

座長	<p>おはようございます。それでは、定刻になりましたので、ただいまから杉並区災害時要配慮者対策連絡協議会第二部会の平成29年度の第1回の会議ということで開催をさせていただきます。</p> <p>本日の進行につきましては、お手元のほうに先に会議の次第があるかと思えますけれども、この次第に沿いまして進めさせていただきます。</p> <p>初めに、部会長の挨拶ということでございますけれども、私、社会福祉協議会の常務理事の井口と申します。私のほうがこの第二部会の部会長ということで仰せつかっておりますので、よろしくお願いを申し上げます。</p> <p>この第二部会につきましては、民間事業者等を含む地域団体の協働連携体制について議論を深めるということというふうに承知をしております。皆様からの活発なご意見等を頂戴しながら、会議のほうを進めてまいりたいと思えますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。</p> <p>続きまして、委員の自己紹介というものに入らせていただきます。</p> <p>お手元に委員名簿があらうかと思えますけれども、こちらのほうに沿いまして、順番に自己紹介をお願いできればと思います。</p> <p>最初に、一番上が私でしたので、続きまして、居宅介護支援事業者協議会の戸嶋様からお願いいたします。</p>
委員	<p>居宅介護支援事業者協議会の戸嶋です。よろしくお願いいたします。</p>
委員	<p>訪問介護事業者協議会の根本です。会長をしております。</p>
委員	<p>訪問看護ステーション連絡会の小峰と申します。よろしくお願い致します。</p>
委員	<p>はい。ひまわり作業所の清水と申します。知的障害のある方79名の方が日中通所をしてきている作業所の施設長になります。よろしくお願いいたします。</p>
委員	<p>おはようございます。障害者相談支援事業所なでしこの藤田です。私のほうは、本体施設のほうは、特別養護老人ホームと障害者支援施設のマイルドハート高円寺が母体になっております。</p> <p>今日お話に出てくる福祉救済所のほうも、設置のほうをしております。今日はよろしくお願いいたします。</p>
委員	<p>杉十小学校震災救済所の秋澤でございます。よろしくお願いいたします。</p>
委員	<p>杉並和泉学園の震災救済所の連絡会の会長をしています。よろしくお願いいたします。濱野です。</p>
座長	<p>はい。ありがとうございました。</p>
副座長	<p>続きまして、幹事のほうもあわせて自己紹介をお願いいたします。</p>
副座長	<p>おはようございます。保健福祉部の管理課長に4月からなりました、松沢と申します。よろしくお願い致します。</p>

障害者施策課長	はい。おはようございます。障害者施策課長の出保でございます。よろしくお願いいたします。
高齢者在宅支援課長	おはようございます。高齢者在宅支援課長の清水です。よろしくお願いいたします。
介護保険課長	おはようございます。介護保険課長の寺井です。どうぞよろしくお願いいたします。
座長	自己紹介は以上ですけど、事務局のほうはよろしいですか。
事務局	はい。おはようございます。昨年に引き続き、この災害時要配慮者対策連絡協議会の事務局を務めさせていただきます、保健福祉部管理課地域福祉推進担当の宮城と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
防災課	事務局を務めさせていただきます、防災課の計画担当の田村と申します。よろしくお願いいたします。
介護保険課	おはようございます。介護保険課の和久井と申します。よろしくお願いいたします。
高齢者在宅支援課	高齢者在宅支援課の荒瀬でございます。よろしくお願いいたします。
健康推進課	杉並保健所健康推進課の医療連携担当係長の高野と申します。よろしくお願いいたします。
事務局	おはようございます。保健福祉部管理課の坂本と申します。よろしくお願いいたします。
座長	よろしいでしょうか。どうぞよろしくお願い申し上げます。 で、これからの議題に入りますけれども、資料の確認はいいんですかね。
事務局	はい。それでは、議題に入る前に、今日席上に配付させていただきました資料について、ご説明をさせていただきます。 まず、この黄色い冊子ですね、災害時要配慮者支援のための行動指針。これは昨年度この部会でも協議いたしました搬送編を、今まで策定されておりました行動指針と合体させて、新たに発行した冊子でございます。本年の6月に発行いたしましたので、皆様にもお配りさせていただきました。内容については、お戻りになってからでもゆっくりごらんになって、今後の活動の参考にしていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。 それから、このA5判の二つの冊子ですね。これ、昨日障団連の高橋会

<p>座長</p>	<p>長から皆様にお配りしてくれとお願いされて、今日お配りしてございます。「区民のみなさまへ 大地震（災害）の時 助けてください!」「共に生きる社会」という冊子、障害者の方に対する理解を深めていただくような内容になってございますので、ぜひごらんになっていただければと思います。</p> <p>「大地震の時」のほうが先にできていて、この「共に生きる社会」が新たに発行されたもので、中に高橋会長からのご案内も入っておりますので、後ほどごゆっくりごらんになっていただければと思います。どうぞよろしく申し上げます。</p> <p>それと、あわせまして、資料3の別紙ということで、本年6月に開催した福祉救済所連絡会の概要についてまとめたものを今日改めて資料としてお配りさせていただきましたので、これは後ほど議題のときに説明させていただきます。</p> <p>以上です。</p> <p>はい。それで、ちょっと私が申し漏らしましたが、さっきの自己紹介のときに、本日欠席の方が4名いらっしゃいまして、通所介護事業者連絡会の小林（善）さん、それから障害者団体連合会の高橋さん、それから精神障害者共同作業所・グループホーム連絡会の中本さん、西宮中震災救済所運営連絡会の立入さん、4名の方が本日欠席でございますけれども、この部会のメンバーということでございますので、あわせましてよろしくお願いを申し上げます。</p> <p>それでは、議題のほうに入らせていただきます。</p> <p>初めに、今年度の課題・進め方についてということで、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。よろしく願いいたします。</p> <p>では、まず資料1をごらんください。A4判横の資料ですね。「平成29年度災害時要配慮者対策連絡協議会検討の課題」という資料でございます。この資料は、昨年度、ことしの3月に開催されました杉並区要配慮者対策連絡協議会、親会でお示しした資料をそのまま今日も改めてお示ししてございます。</p> <p>今年度の課題といたしましては、第二部会に関しましては、ずっとこれ、引き続きの課題になっているんですけども、民間事業所との連携ということで、今年度につきましては、具体的な連携方法とか、あと福祉救済所に対する支援、そういったものをより深く協議できればいいのかなというふうに思っております。</p> <p>あとは、二つ目として、人的な支援体制の確保ということで、マンパワーの確保ですね。これについても、今年度、ある程度形をつくっていききたいというふうに思っております。</p> <p>第一部会のほうに関しましては、記載のとおりなんですけれども、避難生活の支援、それから人的な支援体制の確保。これは、一部会、二部会共通の議題にしていきたいというふうに思っております。</p> <p>あと、一番下の両部会共通の課題といたしまして、医療依存度の高い在宅療養者の避難行動支援体制の確立ということで、昨年度この部会でもち</p>

	<p>よっと触れましたけれども、区のほうで貸し出しの機器を、酸素ボンベとか足踏み式の痰吸引器を購入いたしましたので、その貸し出しの際のルールとか、どういう体制で支援を行っていくか、そういったことを、本日はちょっと議題にしていらないですけれども、来年1月に開催される協議会部会で協議していきたいというふうに考えてございます。</p> <p>あわせて、資料2をごらんください。これは検討の日程でございます。例年この協議会、第一部会、第二部会に関しましては、今日ですね、8月、それから、来年の1月に第2回目を開催する予定になってございまして、第二部会に関しましては、民間事業所との連携という部分では、今年度に関しましては、福祉救済所の運営マニュアル、これを各民間の事業所、福祉救済所に指定されている施設等に、ぜひマニュアルをつくっていただきたいというお願いを6月の連絡会でもしたんですけれども、その内容について、この協議会で議論していただければなというふうに思っております。</p> <p>それと、人の確保の部分に関しましては、また後ほどご説明させていただきますけれども、杉並区独自の協力体制というもののある程度の形にしていけたらいいなというふうに思っております。</p> <p>それから、両部会の共通の議題としましては、医療依存度の高い要配慮者への支援ということで、先ほどご説明させていただいたとおり、貸し出しの機器、そういったものをどう提供していくかということのを来年の1月の協議会では議題にしていきたいというふうに思っております。</p> <p>最後に、3月に親会を開催いたしまして、両部会の検討結果についてそれぞれが報告をして、内容について調整して、来年度、次年度に向けた課題の整理等を行ってきたいというふうに考えてございます。</p> <p>以上です。</p>
座長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>この議題の(1)につきましても、これまでの確認と今年度一応2回の部会を予定しておりますけれども、その中で皆様に議論していただく内容についてはこういう内容ですといったご説明かと思っております。特に何かご質問かございますでしょうか。</p>
座長	<p>(なし)</p> <p>よろしければ、実際の議題のほうに入らせていただければと思います。</p> <p>議題の(2)番、福祉救済所運営標準マニュアルの作成についてということで、じゃあ事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。それでは、まず議題の説明に入る前に、本日席上配付させていただきました、資料3(別紙)、6月に開催いたしました福祉救済所連絡会の第1回目の開催概要でございます。</p> <p>昨年度この部会でも議論いたしましたけれども、福祉救済所同士の横のつながり、また情報共有が今まではされていなかったというところで、福祉救済所連絡会というものを立ち上げたいというご提案をさせていただいて、了承していただきましたので、今年度第1回目の連絡会を6月7日に開</p>

催したところでございます。

その中で、議題については、記載のとおりなんですけれども、③と④、福祉救済所運営管理マニュアル、それから福祉救済所開設訓練について、ぜひマニュアルをつくって、それから、そのマニュアルをもとに訓練をしていただきたいという、啓発させていただいたところです。

福祉救済所の運営に関しましては、民間事業所とは協定を結んでいるところなんですけれども、区としても、協定を結んだ以降、あんまりフォローができていなかったというのが現状でございまして、今後は、連絡会を通じてマニュアルの作成や訓練の実施について、区のほうもぜひ協力させていただいて、いざ災害が起こったときに円滑に運営がされるような取り組みをこれからしていきたいというふうに思っております。

「その他（連絡事項等）」につきましては、記載のとおり、災害時特設公衆電話、これは各施設に調査させていただいたんですけれども、ほとんどの施設が設置していただけたということで、今後、設置に向けて工事等に着手していきたいと思っております。

それから、主なご意見をいろいろいただいたんですけれども、いただいた意見の中の一番下ですね、マニュアルの策定に当たっては、施設の状況に合ったフォーマット、ひな形をいただきたいというようなご意見がございました。各施設、いろいろ、規模とか形態が違いますので、その施設施設によって、ある程度内容が変えられるような、そういったフォーマットを事務局としてもつくっていききたいと思っております、今日議題とさせていただきます。

開催概要については、以上でございます。

それでは、本題の福祉救済所マニュアルの作成についてということで、ご説明させていただきます。

資料3をごらんください。本日お配りしている資料3-1と3-2が、事務局のほうで作成いたしましたマニュアルのひな形でございます。

申しわけないんですが、高齢者の入所施設ということで、一応今回のマニュアルは高齢者の入所施設というものを想定したつくりになってございますけれども、障害者の通所施設のマニュアルに関しましては、それにさらに夜間起こったときとか、あと休日とか、そういったところも障害者の通所施設の場合には、マニュアルとして定めておく必要があると思っておりますので、それはこの高齢者の部分にそういったことを肉づけしてお示ししたいというふうに考えてございます。

3-1のほうが初動ですね。それから3-2のほうは、実際に開設してから運営していくというふうなつくりになってございます。

資料3に戻っていただいて、マニュアルの構成といたしましては、その状況に応じた個別のマニュアルの集合体のような形になってございます。

このマニュアル活用のイメージなんですけれども、初動編については、おおむね発災したから24時間ぐらいの間に取り組みなければならないこと。それから、開設編につきましては、初動の取り組みがある程度落ちついた段階で、開設できるような状況になってからの、24時間後から72時間後というようなイメージでつくっているところでございます。

マニュアルの概要としては、各施設の特性に合わせたように加工できるように、穴埋め式にしています。

それから、初動編、開設編ともに、最低限行わなければならない事項、それからそれぞれの状況に応じた内容によって構成しておりまして、各施設の状況に合わせて多少加工していただいて、実際の災害が起こったときに、スムーズに動けるような形で、職員の方々の中でも共有していただければというふうに思っております。

一応、本体のほうも簡単に、ちょっとボリュームがあるんですけども、簡単に触れさせていただきたいと思います。

まず初動編のほう、資料3-1をごらんになっていただければと思います。1枚めくって2ページ目に関しましては、職員の参集ということについてお示しした内容になっております。

各施設、職員の方の役職等が分かれていると思うんですけども、管理職、係長、一般職員というふうにこのマニュアルでは提示しているんですけども、各施設の状況に合わせて、責任者の方それからサブリーダーの方とかそういった形で加工して、どういった条件になったら参集しなきゃいけないのかということを決めておいていただければと思います。

で、その2ページ目の下のほうに、参集してから職員の中で役割を決める、班をつくってもらおうということですね。そういったことについてお示ししている内容になってございます。

3ページ目はちょっと飛ばさせていただいて、4ページ目、これは、初動期にやらなければならない、取り組むべきことの時間別のフロー図でございます。各班に分かれた職員が、職員A、B、Cというふうにここではお示しておりますけれども、どういった活動をするか、どういった取り組みをしなければならないかというものを時間軸でお示しているものでございます。

そのフロー図の中で、中段のちょっと下ぐらいに、「施設運営会議開催」ということをお示ししてございますけれども、ある程度こう、職員が参集して準備が終わった段階で、今後どういうふうに運営していくかというものを、1回はみんなで集まって、会議というか打ち合わせを行っていただくことになるんですけども、その打ち合わせが終わった後、すべきことに関して、5ページ以降に示しているところです。

5ページ目が、利用者の施設、利用者とか施設の安全確認班が主に使うマニュアルになっているんですけども、まず利用者と施設の安全確認を行わなければならないということで、その手順についてお示している内容になってございます。

ここに、グレーで「施設安全チェックシート」というものをひな形として提示しているんですけども、これが13ページに添付してございますので、後ほどゆっくり、内容について確認していただければと思います。

それから、6ページ目、これが情報管理マニュアルですね。これは班というと総括班が主に活用する内容になってございます。いろいろ集まってくる情報をどういった形で収集して、それを発信していくか。そういったことに関する手順に関しての内容になってございます。

それから、7ページ目が、避難者対応班が活用する、避難者対応マニュアルになってございます。これは、実際に災害が起こった場合は、福祉救済所は直接逃げるところではないというふうに再三私のほうから説明して

いるんですけれども、近隣の住民とかそういった方々が、施設の機能が十分に回復する前に来てしまうことも考えられますので、それに対する対応をマニュアル化してございます。

それから、8ページ目、ごらんください。実際に避難してきた方を受け入れるという判断をした場合の受付マニュアルですね。これは、避難者対応班が使うマニュアルです。そこのグレーで、実施手順のグレーで示している「避難者受付セット」とか「避難者登録カード」、これに関しては、ちょっと今回のマニュアルには添付できなかったんですけれども、最終的には、そのひな形についても提示させていただきたいというふうに思っております。

それから、9ページ目が、これ、各班共通なんですけれども、救護マニュアル、実際、転倒したりとか落下物とかによって利用者の方が負傷した場合とか、あと、施設の前で誰か倒れていたりとか、そういったときの対応に関する手順についてお示ししているマニュアルでございます。

それから、10ページ目、これは、駆けつけ。最初のページで、参集ということに触れましたけれども、職員の方が自宅にいた場合、どういう流れで駆けつけるかということについてお示したマニュアルでございます。

それから、11ページそれから12ページに関しましては、福祉救済所としていろいろと各施設と連絡をとり合うことがあると思うんですけれども、その関係施設に関しての一覧でございます。住所と連絡先ですね、それについてお示ししているところでございます。

初動編については、以上でございます。

では、引き続き資料3-2、これはあえて開設編と呼ばさせていただきますけど、開設編のマニュアルをごらんください。

1、2ページは飛ばさせていただきますして、3ページ目、初動の対応が落ちついた後、実際に開設することができるような状況になってからの対応でございます。

先ほどイメージ、マニュアル活用のイメージということで申し上げたんですけれども、主に初動対応が24時間、発災後24時間ぐらいですね。で、救援隊のほうから開設の要請があります。その開設の要請があったときに、開設できるかどうかの判断をしていただくんですけれども、開設できるという流れになった場合に、24時間後から72時間ぐらいを目安に、どういった行動をしなければならないかということをおこのマニュアルに落とさせていただきます。

引き続き、4ページ目をごらんください。これは、施設管理マニュアル、まあ施設利用マニュアルという言い方のほうがいいかもしれないですけれども、総括班が使うマニュアルです。

施設の中の各部屋とかスペースをどういうふうにするかということをおあらかじめ決めておく必要があるんですけれども、初動の対応、初動期の施設の安全管理点検の結果を踏まえて、どのスペースを開放していくか、どのスペースを受け入れ、要配慮者の方の受け入れに使うのかということをお決める手順をおこのマニュアルとして落とさせていただきます。

その施設の中をどう使うかということをお、5ページ目に施設利用計画で、あらかじめ各施設で決めておいていただければと思うんですけれども、例示をさせていただきますので、各施設の状況に合わせて、この部

屋は何に使うというようなことを決めておいていただければと思います。

さらに、6ページ目、7ページ目、これが各施設ごとに平面図をつくっておいていただけるとよりわかりやすい。職員の方もこの部屋は何に使うんだとかがすぐわかるように、平面図にこの部屋は何に使うんだということを落としておいていただきたいと思っています。

それから、8ページ目、これは開設・運営に向けた情報管理です。先ほど初動編でも情報管理ってありましたけども、開設するに向けて、どういった情報管理をしていくかということを中心としたマニュアルでございませう。これは、主に総括班の方が使うマニュアルでございませう。

それから、9ページ目、これも総括班が主に使うマニュアルなんですけれども、実際にこう、ライフラインがある程度復旧してくると、問い合わせとか取材とか調査とかが訪れることが想定されますので、それに対してどういった対応をしていくかという手順をマニュアルに落としたものでございませう。

それから、10ページ目、これは健康衛生班が主に使うマニュアルなんですけれども、健康管理マニュアルですね。利用者それから避難されてきた方にどういった形で健康管理を行っていくか。熊本地震とか東日本大震災でも、エコノミー症候群、避難生活の中でちょっとぐあいが悪くなってってしまう方が結構いたという状況でございませうので、それに対してどういった対応をしていくかということを中心としたものでございませう。

それから、11ページ。これも健康衛生班が主に使うマニュアルなんですけれども、トイレに関してどういった対応をしていくか。トイレは結構避難生活の中ではかなり重要なことになってきますので、それに関してどういった対応をするかというマニュアルになってございませう。

で、一番下に、「トイレが使えない場合」ということで、段ボール箱などを用いて便座をつくるというふうに書いているんですけども、各福祉救援所には、備蓄品にポータブルトイレがあるんですね。なので、ここはそういうものを加えて、またちょっと書きかえたいなというふうに思っございませう。

それから、12ページ目をごらんください。これは備蓄品管理班が主に使うマニュアルなんですけれども、備蓄品の管理に関してどういった手順に管理をしていくかということを中心としたマニュアルでございませう。必要なときに物品が足りないような事態というのが一番まずいことになってきますので、そういうものの管理というものは徹底する必要があるございませう。

あと、不足があれば、区の災害対策本部のほうに要請することになりますので、そういった、どういった形で管理をしていくかというものをマニュアル化してございませう。

右側の13ページに、真ん中あたりですね、「災害時特設公衆電話の設置」ということで、先ほど各施設に調査をさせていただいたところですけども、これもどういったふう設置していくかということを中心としたマニュアルに落としてございませう。モジュラージャックの場所とか、そういったことも書き込めるような形にしたマニュアルになってございませう。

引き続きまして、14ページ目、これは避難者対応班が主に活用するマニュアルなんですけれども、先ほど取材とかそういったことも来るということが想定されますけれども、実際に避難してくる方の関係者ですね、利用

	<p>者の家族、近隣住民、あと帰宅困難者、そういった方々も施設に逃げ込んでくる可能性がございますので、そういった方々にどういう対応をしていくかということマニュアル化してございます。</p> <p>最後、15ページが、ボランティア対応。ボランティアが、ある程度、発災後、状態が落ちついた段階で、ボランティアセンターとかから派遣されてくるんですけども、そのボランティアの方に関してどういう対応をしていくかということマニュアルに落としていただいております。</p> <p>はい。雑駁ですけど、事務局からの説明は以上です。</p>
座長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>福祉救済所の運営標準マニュアルの作成ということが議題でございます。で、進めるに当たって確認ですけど、さっき課題の進め方というところでもお話ありましたけど、この部会は、今日とそれからもう一回、年度内に開くと。</p>
事務局	<p>はい。1月に開催いたします。</p>
座長	<p>そして、その上で親協議会のほうに上げていくという話でしたけれども、この標準マニュアルについても、今日ご意見いただいて、それからその内容を踏まえたものをもう一回出して、それで親協議会に出していくという、そんな流れでいいんですかね。</p>
事務局	<p>そうですね。はい。</p> <p>で、最終的に来年度に各福祉救済所にお配りできればいいかなというふうに思っています。</p>
座長	<p>で、それをもとにして、それぞれの福祉救済所が自分のところのマニュアルをつくってもらおうということですよ。</p>
事務局	<p>そうですね。はい。</p>
座長	<p>それから、今日、この資料3で配られているのが、高齢者の入所施設編ということで書いてありますけれども……</p>
事務局	<p>そうですね。はい。</p>
座長	<p>この標準マニュアルというのは、そうすると、標準マニュアルが何種類かつくるといえることですかね。それともこの高齢者のやつをもとにして1個つくる。</p>
事務局	<p>そうですね。障害者通所施設編もつくろうかなとは、というふうに思っております。</p>
座長	<p>じゃあ、2種類。障害者と高齢者の2種類をつくっていくということで。</p>

事務局	<p>2種類ですね。はい。</p> <p>あとは施設の状況、施設の大小もありますし、利用者の形態なんかも若干違うと思いますので、そこは加工していただくようなイメージです。</p>
座長	<p>はい、わかりました。</p> <p>それから、特に今日、この部会の方々に、実際に福祉救援所を設置される団体からの方というのはいらっしゃるんですかね。</p> <p style="text-align: center;">(該当者挙手)</p>
座長	<p>あ、お二つ。そうですね。あとは一般の震災救援所ですかね。</p>
委員	<p>まあ、要は学校ですね。</p>
座長	<p>学校ですね。学校もそうですね。はい、わかりました。</p> <p>それでは、この内容についてご意見等頂戴できればと思いますけれども、二つに分けたほうが説明がやりやすいかね。</p>
事務局	<p>そうですね。</p>
座長	<p>ねえ。初めに、じゃあ3-1、それからマニュアル全体の概要ということで、資料3のほうがありましたけども、そちらのほうについて何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。</p>
委員	<p>質問というよりも、ちょっとお聞きしたいことがあるんで。区役所の現在の職員の中で、区内に住んでいる人または現場に、災害救援所に駆けつけられる人というのは、職員の何%ぐらいあるんですか。</p> <p>昔、僕が防災会長をやっているときに調べたときには、大体区内に住んでいる人は28%、それ以外はほとんど区外で、遠い人も多いという。まあ学校の先生なんかにしても、八王子のほうに住んでいるとかそういう人たちが多くいんで、その辺のところをちょっと教えていただきたいんですが。</p>
防災課	<p>防災課です。</p> <p>大体、今、区内に住んでいる方とか、30分圏内で本部だったり震災救援所に来れる職員ですね、30%ぐらい。だから、前回28%という形でお知らせしているところですけど、大体変わっていないという状況です。</p>
委員	<p>ありがとうございます。</p>
座長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>ほか、続いて皆さん、どなたかございますでしょうか。</p> <p>まあ、特に実際これをつくるお立場にあるひまわり作業所さん、いかがでしょうかね、これ。</p>
委員	<p>はい。初見でやっぱり膨大なマニュアルの量だなというところはあるの</p>

	<p>で、何ていうか、例えば初動のところでも、そうですね、この一番最初の4ページの初動時の対応というところで、ある程度まとめられているのかなと思うんですが、こういった瞬時に全体像が見えるものというのが、特に重要になってくるのかなと思いました。</p> <p>それからあと、職員の参集で、職員が参集できなくて開設ができないというケースもあろうと思うんですけども、その辺の、こう、開設可能か不可能かの判断みたいなのところについては、このマニュアルには特に含める予定はないということでしょうか。</p>
事務局	<p>それも、この部会でご意見として頂戴できればと思います。あつたほうがいいということであれば、その判断基準みたいなものを盛り込めればと思っております。</p>
座長	<p>よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>ほかにございますでしょうか。</p> <p>いいですか。すみません。</p> <p>私どもの法人のほうも、マイルドハートのほうで福祉救援所にはなっておるんですが、今日提示していただいたマニュアルを見させていただいて、今、施設の中で、福祉救援所とは関係ないところにつくっているマニュアルとほぼ似ているところがありまして、実際にこれをもとに、うちがもしつくるとなったときには、二つのマニュアルが並行して出てくる形になるので、そことの整合性はとらなきゃいけないのかなというところで、先ほど委員のほうからもお話ありましたように、福祉救援所がそもそもが開設できるかどうかというところの判断で、特に障害の方の場合は、個別性も非常に高いというところもありまして、どういった方が来るのかというのが正直見えないところがありまして、あと、医療的ケアが必要な方の場合は、もし連絡が来た場合はどういうふうに動いていけばいいのかというところも含めて、わかりやすい形でマニュアル化されていけば、すごくやりやすいかなというのは感じました。</p> <p>はい。以上です。</p>
座長	<p>何かありますか。</p>
事務局	<p>はい。その施設の特性によって、得意分野がやっぱりあると思うんですよ。障害をお持ちの方は障害者の施設のほうがいいでしょうし、高齢の方、要介護認定を受けている方なんかは、高齢者の入所施設のほうがいい。まあ、その辺は、震災救援所や救援隊本隊が判断することになると思うんですけども、ある程度得意分野というものを配慮して搬送を行っていきたいというふうに区としては思っております。</p> <p>なので、その辺の、どういった方が来るのかという想定も、できればマニュアルのほうに落とせればいいかなというふうに思います。</p>
委員	<p>わかりました。</p>

委員	<p>私の場合は、杉十小学校震災救援所をやっております。それで、基本的なこともわかっていないんだ、私は。</p> <p>というのは、どういうことかという、杉十小学校のいわゆるエリアですね、集まってくるエリア。その中に高齢者の入所ということが、例えばどのエリアの中にあるのかどうなのか。そして、かつ、例えば杉十小学校の震災救援所の範囲の人たちや高齢者、入所しているかどうかもわかっていないんですね。その点が僕はなかなか難しい。</p> <p>で、このあれを2点拝見させていただきますと、本当にあれなんですね、十分過ぎるぐらいできていると思うんですが、まあ、そこもわからないとどうしようもないというのは率直な意見なんですね。その点どうなんだろうかなという気がするんですが。つまり、これは高齢者の入所施設向けのマニュアルですよ、これは。</p>
事務局	<p>そうですね。はい。</p>
委員	<p>高齢者入所というのを我々はどの人を、高齢者入所施設というの、例えばどういうのを指しているのかわからないんです。</p>
事務局	<p>福祉救援所に指定させていただいている施設が今22カ所ありまして、そのうち13カ所が、高齢者の入所施設で、残りが障害者の施設なんですけれども、その施設がどういう形態の施設なのかということをおわかっていただいているということでしょうか。</p>
委員	<p>ええ。それと同時に、そうすると、例えば極端な言い方、町会の関係として、例えば〇〇さんはあそこに入っているよというのを一々把握していないと難しいですよ、これ、なかなか。把握していないといけないことですよ。</p>
事務局	<p>震災救援所では、この方は福祉救援所じゃないとちょっと生活が難しいなとかいう判断はしていただくことになるんですけども、どこの福祉救援所がじゃあ開設されているか、どこに搬送したほうがいいのかいう、そういう判断は、救援隊本隊と連絡をとりながら判断していただければいいと思うんですね。</p> <p>で、その入所されている方に関しては、もう、その施設の方がもう利用者として安全確保を行いますので、その入所者や利用者に関しては、震災救援所は特にそこまで配慮する必要はないと思っています。</p> <p>なので、実際に避難されてきた方々の中で、福祉救援所のほうがいい、での生活のほうがいいんじゃないかという判断だけをしていただくことになると思うんですね。</p>
委員	<p>はい。その前の問題として、例えば私の場合は、和田三丁目西町会、まあ、住んでいるんです。西町会でも、やっぱり高齢者を含めた全部の確認が必要だと思うの、確認が。</p> <p>そのときに、例えばこの人がいないということになったら、まあ、右往左往しなきゃいけないというような問題が一つ。ただ、問題は、例えばあ</p>

事務局	<p>の人は高齢者のあそこに入っているよというのがわかっていれば問題ないと。こういうことなんですよ、</p> <p>だから、その点も、町会としては一々把握していきやいけないんじゃないかなと思うんです。ところが、やっぱり結構難しいんじゃないのかなと思っているんですが。</p> <p>きのうの第一部会で委員さんから出た意見なんですけれども、町会によっては、80歳以上の高齢者の一覧みたいなものをつくっている町会もあると伺っているんですね。で、我々が提供している情報というのは、たすけあいネットワークに登録している方じゃないですか。その方については震災救援所のほうで安否確認を行っていただくんですけれども、それ以外の、町会で知っている範囲というのは、もう各町会とかにお任せしているというのが現状なんですよ。</p>
委員	<p>はい。というのは、震災救援所で要配慮者って、こういう方の場合も、全部が全部届けているわけじゃないんですよ。</p>
事務局	<p>そうですね。はい、そうです。おっしゃるとおりです。</p>
委員	<p>そうなんですよ。ただ、町会としてというのは、いわゆる届けていない人を確認しなきゃいけないという難しさがあるわけですね。だから、その点がなかなか難しいなど。</p> <p>失礼しました。そういうことです。</p>
委員	<p>うちの町会は和泉第三町会とありますが、うちの町会は、今、宮城さんが言われたような80歳以上の人をというんじゃなくて、75歳以上の人、要するに高齢者ですね。そういう人たちには、毎年、何ていうかな、敬老の日に名簿をつくって、それで全部、町会内に回して、それで75歳以上の人全部把握しているわけですね。そうすると、次の年に、あ、この人が亡くなったんだよとか、そういうのは大体全部わかります。</p> <p>それで、75歳以上の人には、必ず毎年町会内で、こういうお菓子をあげようかとかこういうものをあげようかというふうにして、金額ではそんなに高いものじゃないんだけど、そういうふうにして回覧板に名簿を載せてもらって、そうすると、大体75歳以上の人はどこに何人いる、と。</p> <p>それからもう一つは、町会の班長さん、地区長さんの下に班長さんというのがいます。で、うちの町会は90班に分かれています。その班長さんに、自分の家の近所の人、動けない人とか足の悪い人とか寝たきりの人、そういうのはなるだけ調べておいてくれと言っています。と、民生委員の人じゃなきゃ名簿は見られないとかいろいろ言うけど、それよりも、そうやって近所の人が見てる。要するに戦時中の向こう三軒両隣ですか、そういうふうにしていったら、もっともっと把握できるんじゃないかと思えます。</p> <p>以上です。</p>
座長	<p>はい。それについて何かありますか。</p>

事務局	<p>まさにおっしゃられたとおりですね。そういう取り組みをしていただくと本当によろしいかと思えます。</p> <p>私どもから提供できて、仕組みとしてつくっているのは、たすけあいネットワークという制度だけですので、実際に登録していない方でも、多分不自由される方というのはいると思うんですよね。そういった方に関しては、そういう、もう、町会、本当に地元の方々が助けてあげるとというのが重要なことじゃないかなというふうにごちらとしても思っております、ぜひ、そういう取り組みは継続していただければと思います。</p>
委員	<p>すみません。それについて、もう一つ。申しわけないです。</p> <p>うちの町会は、世帯数でいうと3,170ほどあるんですね。ところが、町会に入っている人は1,300しかいないんですね。</p> <p>そうすると、町会に入っていない人の部分ではわからないところが結構あるんで、そういう面でも班長さんが調べておいてくれれば何とかなるんです。その辺のところですよ。</p> <p>すみません。以上です。</p>
座長	<p>はい。どちらかというと、このマニュアルの中身というよりは、そもそもの入り口の部分で皆さんから多くの意見を頂戴しているところがありますんで、3-2も含めまして全体的にマニュアルの作成というこの議題について、もう少し議論を深めていただければとも思いますけれども、何かございますでしょうか。</p> <p>特に、もし訪問系の皆様のほうで何かこの件でご意見等ありましたら、頂戴できればありがたいところなんですけれども、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>訪問介護の場合は、施設に行かれていない方と、その日は行っているときも会えるし、通所施設ですと、行っているときも会いますけど。あと、前もって、ある程度要配慮の方がどういう方かとか、要介護認定を受けているときに認定調査員が行くんで、その辺で必要かどうかとか、その辺まで一緒にやられると煩雑にならないかなと思うんですけどね。</p> <p>あとは、まあ、マニュアルですから、そのとおりに災害が起きるかどうかという問題もあると思いますんで、壊滅状態みたいに、神戸みたいに、ある地域全部だめになっちゃう場合にはどうするのかとか、その辺までマニュアルをつくっておくといいのかなと感じましたけど。</p>
座長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ほかにごございますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(なし)</p>
座長	<p>そうしましたら、今日、なかなかすぐご意見頂戴するのも難しい部分もあるかと思えますので、今後の中で、またこの内容についてご意見等をいただけるようであれば、事務局のほうにお知らせいただければということで、今日のところは、この議題についての意見交換はこのあたりでとどめ</p>

事務局	<p>させていただければと思います。</p> <p>じゃあ、続きまして、議題の(3)番、人的な支援体制の確保についてということで、じゃあ、事務局、説明をお願いします。</p> <p>はい。それでは、資料4をごらんいただければと思います。</p> <p>先ほど議論していただいた内容に絡んでくることなんですけれども、実際に災害が起こったときに、要配慮者の方をどういうふうに避難する際の支援をしていくか、それから、支援機関がどういうふうに連携していくかというものを図でお示したものでございます。</p> <p>この図に関しましては、要配慮者の方が自宅に安否確認を行った関係機関の方が、ちょっと自宅にいられる状況ではなくなって、まあ、一旦は震災救援所に避難される。で、震災救援所である程度生活をした中で、ちょっと震災救援所では生活は難しい、特別な配慮が必要な方に関して、第二次救援所や福祉救援所に搬送するという、そういう流れを前提としてつくった図でございます。</p> <p>で、第二次救援所に関しましては、その上の米印に書かれているように、自力か家族の支援があれば生活できる方。まあ、配慮は要しますけれども、そういう自力か家族の支援があれば生活できる方というものを想定しているので、人的な支援に関しましては、福祉救援所を中心として作成したのになってございます。</p> <p>ここで、新たな取り組み、仕組みとして、今現在、福祉救援所は22カ所ございまして、そのうち17カ所が民間の施設になってございます。で、この17カ所の民間の施設とは協定を締結しているわけなんですけれども、その協定の中では、開設から運営に関しては、その施設の職員の方で運営をしていただくという内容になっておりまして、区のほうから人を派遣するというような考えは、今まではございませんでした。</p> <p>ただ、やはりその施設、各施設とも利用者を抱えている中で、さらに要配慮者の方を受け入れていただくということになる場合、施設の職員だけでは多分、結構人手が足りないのかなということは事務局としても考えておりまして、下の四角の区の対策本部、救援隊本隊の四角の中に、グレーで星印の四角あるんですけれども、仮称ですけども、要配慮者支援班、こういったものを設置したいなというふうに考えております。</p> <p>で、このチームというですね、このチームに関しましては、各福祉救援所に何名かずつ置くという、そこまではちょっとできるかわからないんですけれども、ある程度、開設をするのが難しいような、人手が足りなくてできないとかそういった救援所があれば、遊撃隊のような形で、職員が開設のお手伝いに行くというか応援に行く、そういったイメージでございまして。やはり、行政もある程度、開設から運営に関して、その施設の方に任せただけではなくて、行政のほうももう、ある程度支援していかなければならないのかなというふうに考えてございます。</p> <p>それと、その上に区内の関係団体・民間事業者等をうたってございまして、やはり行政の応援だけでは、到底災害が起こったときには賄えないというふうに思っておりまして、ある程度杉並区独自の応援体制みたいのをつくっておく必要があるのかなというふうに考えております。そのためには、民間の事業者様、団体の方と協定等を締結して、ある程度応援</p>
-----	--

体制が確立できるような仕組みをつくっておきたいなというふうに思っております。今日議題として提案させていただきました。

さらに、その上の二つの四角、杉並区災害ボランティアセンター、それからあと、東京都災害福祉広域調整センター、これはもう既に構築されている仕組みなんですけれども、それぞれの流れ、どういった概要なのかというのは、資料4-1と4-2に参考としてお示ししてございます。

また、この二つの仕組みに関しましては、杉並区災害ボランティアセンターに関して申し上げますと、ボランティアの方が集まってくるのには、ある程度時間がかかるわけですね。あと、そのボランティアの方は、どういった方が集まってくるかというものが読めない。専門的な支援ができるような方が中にあるかどうかちょっとわからないというところもございまして、ある程度専門的な支援ができる方の確保が必要なのかなというふうに思っております。

あわせて、資料4-2のほうに、「東京都災害福祉広域支援ネットワークの構築に向けて」という資料をつけてございますけれども、これは昨年度東京都のほうである程度固まった内容なんですけれども、見開きの中を見ていただくと、まず先遣チームというものが被災地のほうに派遣されて、どういう状況なのか、被災の状況がどういう感じなのか、どの程度の人手が必要なのかというものを、情報をまず先遣チームが一旦こう持ち帰って、で、どの自治体にどれだけの人数、どういった方々を派遣するかというマッチングをさせてから派遣されるという、そういうシステムなので、これもある程度時間がかかることが想定されます。2週間なり3週間とか、人が実際に派遣されてくるまでにはそれぐらいの時間がかかってしまう。

この東京都のネットワークは、専門職の職能団体等の協力を得ておりますので、ある程度専門的な支援ができる方が派遣されるという仕組みなんですけれども、それでもある程度時間はかかってしまうということで、そういった支援を待つ前に、ある程度杉並区内で解決できるような協力体制、応援体制というものをつくっておく必要があるのかなということで、今回議題として提案させていただいた次第です。あわせて他の自治体の取り組み事例ということで、参考という資料をお配りしてございます。

これは世田谷区と松戸市の先進的な取り組み事例なんですけれども、世田谷区に関しましては、世田谷区介護サービスネットワークという団体（介護事業者連絡会）と協定を締結して、災害時の安否確認とか、あと避難所における介護サービスの提供をしていただくという仕組みをもう既につくっています。で、この介護サービスネットワークは、世田谷区内の介護サービスを提供する約400ぐらいの団体が加盟しております。そういった事業所等からも応援が既にこう、されるということで、構築されているという参考資料でございます。

参考1に具体的な支援、その内容をお示ししてございますので、これはもう後ほどごらんになっていただければと思います。

あと、松戸市に関しましては、これも世田谷区と同様に、関係団体、事業所等と災害協定を締結しております。区のほうで要請先リストというものを整備しております。どこに要請をしていくかと。

あと、市の福祉主管部に、今日私が申し上げたとおり、要配慮者支援班というものを設置しております。各福祉救援所に担当職員を2名ずつ配

<p>座長</p>	<p>置するような、既に仕組みができ上がっているということで、先進的な取り組み事例ということで、今日はお示しさせていただきました。</p> <p>こういった他の自治体の取り組み事例も参考に、杉並区の独自の応援体制、協力体制というものを構築できればいいなというふうに思っております。それに対して皆様から今日ご意見を頂戴できればと思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>はい。ありがとうございました。</p> <p>ただいま資料の説明等ございました。で、今年度のこの部会のテーマといたしましては、福祉専門職等のマンパワーの確保、それと福祉救護所の運営支援と、この二つがテーマになっているかと思えますけれども、いわゆるその二つのテーマを、考えをまとめるための、今日はこれ、一つは参考資料という、この中では、何を決めるかというのはなかなか見えにくいところがあるかと思うんですけれども、そういうものでいいのかな。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。そうですね。第一部会、第二部会と共通の議題にしているんですけれども、第一部会は、どちらかという応援を受ける側だと思うんですね。で、この第二部会は応援をしていただける方々というふうに思っております。その辺についてどういったことができるか、もっとこういう仕組みのほうがいいんじゃないかとか、そういうご意見を頂戴できればと思っております。</p>
<p>座長</p>	<p>はい、わかりました。</p> <p>そうすると、特に、そういう福祉系のマンパワーを持つ団体なりそういうところの皆様状況、災害時の見通しですね、見通しという中で、可能性としてどんなマンパワーの提供、これは地域での災害復旧支援ということの中で、やれることが考えられるのかというところで、特にそういうご意見を頂戴できればと思えますけれども。そうすると、むしろ訪問系の皆様のほうからも、特に積極的にお話いただければと思えますけれども、いかがでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>はい。ケアマネジャーとしましては、このケアマネジャーの専門職を例えば福祉救護所さんで何か役に立てるようなことが逆にあるのかなというところどうですか。介護職とか看護職であれば、何かそのマンパワーになりそうな気もするんですけど、その相談職としてのケアマネジャーって、マンパワーになり得る話ですか。</p>
<p>委員</p>	<p>まあ、障害のほうでいったら私もケアマネジャーの役割に近くはなってくるんですけど、例えばうちの場合は入所施設もありますけどデイサービス事業所もありますので、皆さんがそれぞれ自宅待機されているとは思いますが、そうはいつでも不安だからという形で施設のほうにいらっしゃる方もいるかもしれないんですが、またもとの生活に戻るために、皆さん結構身体障害の方が多いですので、かなりの、ヘルパーとかを使っておりますので、ケアマネさんにとっては、うち、高齢者のデイはないんです</p>

	<p>けど、在宅生活にまた戻れるために、やっぱりヘルパーの手配というのが多分相当困難になってくると思うので、やっぱりそここのところの連絡調整をしていただいて、私らのところで福祉救済所として立ち上がったときに、頑張ってみて、見られる人は見ていくけども、できるだけ早くまたもとの生活に戻れるようにというところの人の確保というところをしていただきたいな、というか、私もそれをしなきゃいけないとは思っているんですけど、そんなのを感じております。</p>
委員	<p>ちょっと具体的にケアマネさんが、じゃあうちの福祉救済所に来たときにどんな役割をお願いできるかというのは、ちょっとなかなか想像がつかないところは、はい、正直、今の段階ではあります。すみません。</p>
委員	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>そうすると、やっぱりケアマネジャーとしては、何かマンパワーとして福祉救済所に何か応援に行くわけではなくて、やっぱり連携を図る、福祉救済所と連携を図って、そこに避難されている方がまた在宅に戻れるように、今、委員がおっしゃったところを協力していくということなのかと思います。</p> <p>で、この前の震災のときも、やはりケアマネジャーは物すごく慌ただしかったです。ふだん使っているサービスが使えなくなっている。ふだんデイサービスに通っている方がデイに行けなくなっている。それが、いつから再開できますという情報のやりとりだとか、あとは、マンションでエレベーターがとまってしまっている方の通所の送り出し。そこにまたヘルパーさんが追加で必要になるとか、そんな手配がすごく慌ただしくなるので、何か福祉救済所に応援に行くことはできないけれども、そこと連携を図って在宅生活を守っていくというところの役割なのかと、ちょっと今思いました。ありがとうございます。</p>
座長	<p>ありがとうございました。</p> <p>いかがでしょうか。</p>
委員	<p>地震のときと水害とまた違うと思いますし、地域が限定、水害だと限定されてくると思いますんで、その辺、ある程度水害時と地震と分けてとか、そういうのも必要なのかなと。</p> <p>私どものあの事業所は、最近でき上がったんで、あんまり水害は出ないんですけど、富士見町という駅の近くだったんで、もう、すぐに水が出ていたんですけど、まあ、あの程度の川でも災害、最近ですと集中豪雨だと出てしまう可能性があるのかなと思うので、その辺で地震と、あと水害とか、その辺の対応の仕方をもう一つ考えていただくといいのかなということと、要配慮者ということですけど、地震とか水害になったときに、けが人が高齢者の方でも要支援の方でも出てしまえば、要配慮者みたいになってしまうのかなと思うのと、ひとり住まいとご家族のいる方では違うと思いますんで、その辺のことをもう少し細かく。</p> <p>あと、訪問介護でしたらどのようなことをやってほしいのかとか、逆にそちらのほうからの要望で対応できるのかとか。訪問介護のほうから考え</p>

	<p>でもなかなか出ないのかもしれないので、その辺で例えばケアマネジャーさんでも、国家資格を持っている方が要は受験資格を取っているので、緊急時にはケアマネジャーではなくて、もう介護者として、介護職として配慮とかできるのかとか、その辺を居宅支援事業所のほうに聞いておくとか。</p> <p>その後には多分ケアマネジャーさんの仕事が出てくるのかと思うので、緊急時にはとにかくこう、人に対応しなきゃいけないということが優先されると思うので、そういうときには、ケアマネジャーさんは、介護職にもともなっている方もいますし、看護師の方もいるんで、いろんな職種の方がケアマネジャーさんにはいるんで、その辺のことを事業所のほうに聞いておくのも一つの手かなとも思うんですね。</p> <p>あと、うちのデイサービスの隣にはラーメン屋さんがあって、隣には酒屋さんがいるので、何かあってもすぐに食料はとれるねという話はしているんですけど、コンビニが今乱立しているんで、その辺のコンビニの方とかスーパーの方ともっと連携をとって、例えば福祉支援事業所、まあ、指定されているところに優先的に、その近くのそういうところが物資を供給してもらうような提携をするとか、そういうのも必要なと思います。</p>
座長	<p>ありがとうございました。 いかがでしょう。</p>
委員	<p>そもそものところで、ご家族の支援がない方は第二次救援所とか福祉救援所に行かれるということなんですけども、要配慮者の中で私たちが常に回っているところというのは、大体独居、高齢夫婦という形で、ご家族の協力が得られないところに回っていることがほとんどで。じゃあ——災害の規模にもよるとは思うんですが、災害が起きたときに、私たちが我々生活全般を守っている在宅の高齢者の方たち全員がここの2カ所に入ることができるのかというところが、まあ、そもそも論だと思うんですが、多分ここの2カ所からあふれるほどの高齢者の方って、今、在宅生活されている方がほとんどだと思うんです。その、じゃあ、あふれた方というか生活、まあ在宅でいなきゃ、居続けなきゃいけない方たちを守るのがヘルパーさんとかだと思うんですね。</p> <p>で、訪問系のサービスをしている人たちが、じゃあここにお手伝いに行けるかという、多分無理というか、訪問系のサービスを継続しないと、多分その方たちは生活していけないので、そういう人たちが支援をするのは、まず難しいと私は思っています。</p> <p>そういう方たちが全てここの救援所に運んで生活を守っていただけるというシステムのシステムがあるのであれば、定員とかですね、まあ可能だとは思いますが、多分在宅で診続けなきゃいけない人たちを我々訪問系のサービスは診ていく必要があると思っています。</p> <p>で、その中で、じゃあ、どういう人たちが民間事業者の中でということなんですけど、通所系のサービスの職員の方たちに、こういうところにお手伝いに行っていただくような協力体制をとっていただくとかですね。</p> <p>あとは、交通機関がとまってしまって、高校とか専門学校とか大学とか、そういうところでそういう若い人たちのマンパワーを使うように、荻</p>

	<p>窪病院と中杉がとっているような連携ですよね、そういうところの連携を各事業所単位で進めていくとかしていかないと、なかなかこう、専門職の手というのは、通所系のサービスぐらいで。</p> <p>あとは潜在看護師ですよね。杉並区にどのぐらいいるかわかりませんが、仕事をしていない潜在看護師を洗い出しておくとか、そのぐらいしかできないのかなというところはあると思いますけど。おむつ交換とかそういうのは、あれは専門職だと思うんですけど、ケアマネで何かできることがありますかという、まあ、災害時って、もうマンパワーだと思っていて、資格云々よりもマンパワーかなというところがあるので、例えば搬送の手伝いとか食事の準備とか、資格がなくてもお手伝いできることというのはとてもあると思うので、やっぱり大学生とか専門学校生とかでも全然いいとは思っていますし、そういうところで、区としていろいろなマンパワーをあらかじめ集めておくというのは一つかなとは思っています。</p>
座長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ちょうど施設の関係のお話も出ましたけど、いかがでしょう。</p>
委員	<p>実際に災害が起きて福祉救護所を立ち上げたときに、不安なことの一つは、先ほどのマニュアルの中にもありましたけれども、医療的な処置が必要な人。だから、トリアージをすとか緊急医療、病院に搬送するとかというところで、うちも看護師はいますが、例えば来れなかったときとか、そういうときに誰がそのトリアージができるのかとか、それが適切な判断ができるのかであったりとか、その辺のまず専門性の部分で不安が一つあるのと。</p> <p>もう一つは、専門性とは関係のないところで、今ちょっとお話がありましたけれども、例えば医療機関に移送するという事になった場合でも、じゃあ、うちの職員がそこまで人手が割けるのかという。病院に例えばついて行ってしまったら、じゃあ残ったこっちはどうなるのかという。救護所自体が立ち行かなくなってしまう、その時点で。というようなところも、それこそマンパワーの問題だと思うんですけど、ちょっとその辺の不安はあるので、看護師という一つの専門性を持った人の支援というところの期待というのと、あとは本当に単純な人手というところでの期待というのは、やっぱりそういう体制ができるといいなとは思っています。</p>
座長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>いかがでしょう。</p>
委員	<p>福祉救護所を実際に立ち上げるときの不安というところでいいますと、昨日もちょうとうちの施設長のほうと話していたんですが、やはり明らかに受け入れが難しい方という方がいらっしゃって問い合わせがあったとしても、恐らく、無理ですという話になっていってしまうのを、じゃあ、その後どうするのというところも含めて、そこで思ったんですけど、福祉救護所を、漠然と、倉庫があつて今あるという状況ではあるんですけど、それぞれ二十何カ所で全然設置数、中の応援管理体制とかが全然違うと思う</p>

	<p>んですが、具体的に、例えばこういう対象者の方で、具体的にマックス受け入れられたとしても何名までしか受け入れられませんというところはやっぱり数的には出して、全体で把握しておかないとということではすごく感じています。</p> <p>先ほど委員のほうからもお話がありましたように、専門職もいて、うちも看護師もリハもいろいろたくさんいるのはいるんですけど、まあ介護職もいたとして、これは高齢者のお話じゃなくて障害者の話になるんですが、先ほど個別性の話をしたんですけど、全く介護をしたことがない人が、例えばここに対象になっていたら「はい、じゃあ介護してください」と言われて、できるかといわれると、非常に難しいというところもありまして、そうなってくると、日ごろ入っているヘルパーさんの介護の情報だとかというのもしっかり必要になりますし。一番いいのは、ご家族と一緒に来ていただけたら、その介護の仕方を教えてもらってということもできると思うんですが、当然そういったご家族の方も、もうどんどん高齢化してきて、逃げ込んできてまで介護まではできません、ふだんはヘルパーさんに全部任せていますという方もいらっしゃると思うので、そういった方たちを受け入れるときの不安もあるので、先ほどケアマネさんの話もありましたけど、ふだんそういった連絡調整をしている方から、その方に関してはこのヘルパー事業所のほうが情報を把握していますのでということをお話していただけたら、すごく助かると思います。</p> <p>というのも、結構通所・デイサービスをやっていて、施設の中だけの介護というのはわかるんですけど、在宅のほうでの家族の介護だったり、ヘルパーさんの介護だったりのやり方というのは、またちょっと施設の介護のやり方は違っていることもあって、施設職員がそれを全ていつも把握しているわけではないので、もし何かあったときに、この施設の中だけじゃなくて、在宅の介護のほうでのやり方、まあ、それは、こういうときじゃなくて、ふだんからやっておこななきゃいけないことなのかもしれないですけど、そういった準備もあればいいのかなというのは感じております。</p> <p>ちょっとすみません、ちょっと感想になっちゃいましたけど。</p>
座長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>さっきもちょうど地域の中に潜在的な看護師さんとかもおられるんじゃないかというお話がありますけれども、こう、地域の中で、一般の震災救援所も開設して、そして、そういう中で、そういう自然に携われる人が、町会の方々とかが多くいらっしゃいますけども、福祉系の何かそういう人材とか、そういった方々をどう集めたらいいかとかそのあたりで、何かございますでしょうか。</p>
委員	<p>そうですね。町会としてというよりも、杉十小学校震災救援所として、特にいわゆるボランティアとしてそういうのを求めるということは、絶対必要じゃないだろうかなと、こういうふうにして聞かせていただきました。</p> <p>というのは、今お話をずっと聞いていると、いわゆる高齢者の入所というのは大変なんですね。ですから、中には看護師さんもいらっしゃるだろうし、非常に整っているわけですね。整っている。</p>

	<p>ところが、町会とかそういうのになると、そういう方は全くなかなかわからない。特に人数が、例えば杉十の場合は、800名から1,000人ぐらいは、規模によっては違いますけど、まあ集まるんじゃないだろうか。こういうふうに入ったときに、そしてばっと集まって、その後、高齢者の確認だということは、もう、その中にはできない問題じゃないだろうか。それをどうやって対応していくかというのが、その会長なりの役目というか手腕じゃないだろうか、こういうふうに思っているわけ。</p> <p>だから、そういう意味から、今おっしゃられたような、例えば看護師さんのOBとか、あるいは、極端に言ったら、それはもう看護師さんのOBさんはもちろんですが、そのほかに、例えば日曜大工のできる人とか、そういういろいろな分野でボランティアを求めておく必要はあるんじゃないだろうか、こういうふうに思っております。</p>
座長	<p>ありがとうございます。 いかがでしょうか。</p>
委員	<p>すみません。例えば自分の町内にお医者さんもいるし、お医者さんでも、何ていうんですか、大学病院に行っている先生とかそういう人たちがいるんですが、なかなか話に乗ってくれないんですね。</p> <p>それと、もう一つは、町内でいろいろなことをやっても、せんだって、今月の5日ですか、和泉学園で、5町会で一緒に夏祭りというのをやったんですが、それには大勢来て、それで出店も20店ぐらいあったんですが、ところが防災訓練という、本当に来る人が少ないですね。その辺のところ、もうちょっと僕らも考えなきゃいけないと。</p> <p>それと、もう一つは、町会の役員さんがだんだんだんだん年をとっちゃって、僕初め、みんな83歳とかそういう人で、まあ若くても六十幾つとかね。それで、若い人を入れようと思うと、会社があるから行かれないとか仕事があるから行かれないと、そういうのが多いので、これから先、そういうことに関して、もうちょっと考えていかなきゃいけないと。</p> <p>それと、同じ町内の人なんかでも、何ていったらいいかな、広域避難場所と災害救援所のあり方がわからない人が結構いるんですね。だから、その辺のところも、例えばうちの町内だと、明大前の明治大学が広域避難場所になっているんだけど、広域避難場所に逃げていけばいいんじゃないかという。と、広域避難場所は食料もなきゃ何もないと。だったら学校へ来てくださいとって、なるだけそういう人たちにはいろいろ説明しているんですけど、その説明もなかなか間に合わない。</p> <p>それから、町会に入りましょうと、先々月かな、杉並区で回覧をつくったんですね。ところが、枚数が全然足りない。それで、例えばマンション一つにしても——うちの町会は割方マンションに入っているのが多いんですけど、50世帯、58世帯ぐらいいるマンションが入らないと。どうしても入らない。</p> <p>ところが、夏休みのお祭りで、夏祭りでおやじの会の人たちが一生懸命やってくれたんですね。で、この間話をしている、「おまえのところは町会に入っていないんだよ。町会に入っていないやつが何で町会から金をくれと言ってくるんだよ」と。そうしたら、「私、入ります」と。「あんた</p>

	<p>が入るんじゃないくて、マンション全体が入ってくれよ。そうすると回覧も回るし、いろいろあるから」というんで、今、一生懸命説明しているところです。</p> <p>防災課の方にこの間食料をいっぱいいただいたりしてやったんですけど、そういうことで、とにかく宣伝が足りないとかそういうんじゃないくて、何ていうのかな、意識が薄いとかそういう人のほうが多いので、だから、今さっき言われたように、看護師さんでもかなりいるんだけど、それを掘り起こしていく手だてがなかなかない。その辺で一番邪魔っけなのは個人情報保護法ですか、あれが一番邪魔になっていると思います。</p> <p>まあ、そういうことで、これからももうちょっと頑張ってやっていきたいと思うんで、よろしく願いいたします。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>一応一通り、皆様からこの議題についてご意見を頂戴いたしました。そして、この訪問——何ていうんですかね、施設間のやっぱりマンパワーの相互支援というものについては、それぞれの施設の事情もあって、なかなか難しいものもあるんじゃないかというご意見を頂戴し、そして、むしろ地域の中にいらっしゃるそういう方をどう発掘していったほうがいいんじゃないか。それについても、個人情報保護の問題もあって、なかなか難しい。あるいは、それから学校関係のマンパワーを、これをどう連携して、協力してもらえるようにしていくか。まあ、そんな意見を頂戴したのかなと私自身はそんなことで受けとめさせていただいていますけども、いずれにしても、多くのご意見を頂戴いたしまして、ありがとうございます。</p> <p>副座長、何かありますか。</p>
副座長	<p>すみません。いろいろとお話をいただいている中で、実はきのう、この連絡協議会の第一部会がございました。</p> <p>その中でも、ちょっと今もお話がありましたような、例えば町会の加入率が低くなっている。あと、民生・児童委員さんはいろいろ活動されているけれど、結局全てのところ、なかなか、いろいろな業務の中で、区からお願いされている業務の中で、なかなか手が回っていない。いろいろな支え合いの仕組みがあるんだけど、より今後の中で、高齢化が進んでいく中で、どういうふうにしていくか考えなきゃいけないというようなお話、やっぱりございました。</p> <p>それというのは、まさしく区としても非常に大きな問題とと思っています。それぞれのさまざまな仕組みの中で、地域を支え合う仕組みというのを、町会であったり、そういう民生・児童委員さんの活動の中でしていただいているけれども、やはり高齢化の中で、やはりそのマンパワー的な部分で、特にこういう災害が起きたとき、災害の規模によって、やはりそういった、みんなで協力してもらおう——まあ、基本は自助という、自助・共助・公助という話になってくると思いますが、やはりそういった、できることをできる人がやっていくということについての、地域の、まさしく顔の見える関係をどういうふうにつくっていくかというのがやっぱり大事なかなというふうに思っています。そういったことは、もちろん我々も声がけ</p>

事務局	<p>たします。 次に、4番、その他ということで何かございますでしょうか。</p>
座長	<p>はい。特にはございません。今日は非常に貴重な意見をいただきましたので、次回にまた反映させたいと思います。</p>
座長	<p>はい。予定させていただいた議題につきましては全て終了いたしました。これで、部会については閉じさせていただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(了承)</p> <p>はい。 それでは、本日の会議につきましては、これで閉会いたします。どうもありがとうございました。</p>